

【道路工事関係申請書類 必要部数一覧】

◆工事承認◆

必 要 書 類	該 当 工 事
申請書 3部 (本人控・警察用・宇多津町控を各1部) 添付書類 3部 (位置図、平面図、断面図、構造図など)	<ul style="list-style-type: none"> ・法面の埋立て又は切取り ・新規道路の取付工事 ・車両乗入れ、商品積み下ろしのための歩道切下げ又はガードレール撤去 ・農道整備事業、都市計画事業、土地改良事業、土地区画整理事業等による道路改築工事 ・並木、街灯、花壇等に関する工事 ・工事、店舗、車庫等前面の舗装 ・道路の維持行為 ※道路構造に影響を与えることのない軽易な維持作業は申請不要 (砂利や土砂の局部的補充、散水、路面・側溝の清掃除草等)

◆道路占用◆

必 要 書 類	該 当 工 事
申請書 3部 (本人控・警察用・宇多津町控を各1部) 添付書類 3部 (位置図、平面図、断面図、構造図など) このほか、埋設物確認書の写し(1部)を添付のこと。	道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用すること。 (地下占用、地上占用、上空占用)

◆通行制限◆ ※事前に坂出警察署にて「道路使用許可証」を取得の上、申請してください。

禁 止 区 分	必 要 書 類	該 当 工 事
①～⑤ (通行禁止)	申請書 1部 「道路使用許可証」(写し) 6部 添付書類 6部 ※	通行の制限を伴うもの
⑥～⑫ (片側通行、幅員減少等)	申請書 1部 「道路使用許可証」(写し) 3部 添付書類 3部	

※町コミュニティバスの運行がないことを確認している場合は5部で可。